

公有財産台帳の登録誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																																							
商工労働部 成長産業振 興室	<p>1 行政財産の使用許可について、許可期間の更新手続を行い、使用料を徴収していたにもかかわらず、公有財産台帳の更新登録を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="433 562 1715 940"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>電柱等16本（本柱9本、支線5本、支柱2本）</td> <td>電力供給</td> <td>27,200円</td> <td>H30.4.1～R5.3.31 (注)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱等4本（本柱3本、支線1本）</td> <td>電気通信事業法による認定電気通信事業設備維持</td> <td>6,000円</td> <td>H30.4.1～R5.3.31 (注)</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱等3本（本柱3本）</td> <td>電気通信ケーブルのための電柱等設置</td> <td>4,500円</td> <td>H30.4.1～R5.3.31 (注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 公有財産台帳では許可期間が、いずれも「H25.4.1～H30.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>2 普通財産の貸付について、当該土地を借主に売却したにもかかわらず、公有財産台帳の異動登録を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="421 1094 1715 1499"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>年間貸付料（最終年度）</th> <th>貸付期間</th> <th>売却日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1,526.56㎡</td> <td>2,962,910円</td> <td>H25.3.29～H30.11.26（注1）</td> <td>H30.11.27</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>3,309.54㎡</td> <td>9,653,775円</td> <td>H25.3.29～H31.3.27（注2）</td> <td>H31.3.28</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,526.65㎡</td> <td>4,157,400円</td> <td>H25.3.29～R2.2.26（注3）</td> <td>R2.2.27</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1,554.56㎡</td> <td>4,578,480円</td> <td>H25.3.29～H31.3.27（注4）</td> <td>H31.3.28</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>6,614.00㎡</td> <td>12,109,310円</td> <td>H25.3.29～R1.11.21（注5）</td> <td>R1.11.22</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>9,907.35㎡</td> <td>26,810,229円</td> <td>H25.3.29～H31.3.12（注6）</td> <td>H31.3.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R5.4.3」のまま放置されていた。 (注2) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R6.2.6」のまま放置されていた。 (注3) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R5.12.14」のまま放置されていた。 (注4) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R6.9.23」のまま放置されていた。 (注5) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R6.6.17」のまま放置されていた。 (注6) 公有財産台帳では貸付期間の終了日が、「R6.11.18」のまま放置されていた。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	電柱等16本（本柱9本、支線5本、支柱2本）	電力供給	27,200円	H30.4.1～R5.3.31 (注)	土地	電柱等4本（本柱3本、支線1本）	電気通信事業法による認定電気通信事業設備維持	6,000円	H30.4.1～R5.3.31 (注)	土地	電柱等3本（本柱3本）	電気通信ケーブルのための電柱等設置	4,500円	H30.4.1～R5.3.31 (注)	種別	貸付数量	年間貸付料（最終年度）	貸付期間	売却日	土地	1,526.56㎡	2,962,910円	H25.3.29～H30.11.26（注1）	H30.11.27	土地	3,309.54㎡	9,653,775円	H25.3.29～H31.3.27（注2）	H31.3.28	土地	1,526.65㎡	4,157,400円	H25.3.29～R2.2.26（注3）	R2.2.27	土地	1,554.56㎡	4,578,480円	H25.3.29～H31.3.27（注4）	H31.3.28	土地	6,614.00㎡	12,109,310円	H25.3.29～R1.11.21（注5）	R1.11.22	土地	9,907.35㎡	26,810,229円	H25.3.29～H31.3.12（注6）	H31.3.13	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>(貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付に係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>	<p>検出事項について、公有財産台帳の更新登録及び異動登録を行った。 今後は、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																																						
土地	電柱等16本（本柱9本、支線5本、支柱2本）	電力供給	27,200円	H30.4.1～R5.3.31 (注)																																																						
土地	電柱等4本（本柱3本、支線1本）	電気通信事業法による認定電気通信事業設備維持	6,000円	H30.4.1～R5.3.31 (注)																																																						
土地	電柱等3本（本柱3本）	電気通信ケーブルのための電柱等設置	4,500円	H30.4.1～R5.3.31 (注)																																																						
種別	貸付数量	年間貸付料（最終年度）	貸付期間	売却日																																																						
土地	1,526.56㎡	2,962,910円	H25.3.29～H30.11.26（注1）	H30.11.27																																																						
土地	3,309.54㎡	9,653,775円	H25.3.29～H31.3.27（注2）	H31.3.28																																																						
土地	1,526.65㎡	4,157,400円	H25.3.29～R2.2.26（注3）	R2.2.27																																																						
土地	1,554.56㎡	4,578,480円	H25.3.29～H31.3.27（注4）	H31.3.28																																																						
土地	6,614.00㎡	12,109,310円	H25.3.29～R1.11.21（注5）	R1.11.22																																																						
土地	9,907.35㎡	26,810,229円	H25.3.29～H31.3.12（注6）	H31.3.13																																																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月9日から同月29日まで）